

医学教育における医療法学

廣瀬 清英

(受理 2018年12月7日)

Medical jurisprudence in medical education

Kiyohide HIROSE

I. わが国における医事法学および医療法学の現状

医事法学は近年、①医療の進歩、②患者の意識の変化、③社会状況の変化などによって、注目度が増している。

まず、医療や生命科学をめぐる科学技術の進歩は、日進月歩の早さであるのに、法をはじめとした社会制度は急激な変化に対応出来ずに遅れがちであるため、法の不備等が問題となる。

次に、患者の権利意識が増大したことにより、医療の主役が患者に移り、従来の父権主義的な対応が不可能になったことや、自己決定権の尊重など、医療現場における患者のあり方の変化がある。

そして、少子高齢化社会の進展、福島県立大野病院事件による産科医療の崩壊、医師の偏在、地方における医療サービスの低下など、医療や福祉に対する社会的関心が高まっている。

では、この医事法学とはなにかと問われれば、医学及び医療に関する事象を法学的に分析し理解するための学問である。しかし、その歴史は、医学が古代ギリシアのヒポクラテスが医学を体系的な学問として構築し今日の租になっていること、また、法学が古代ローマ時代から長く存在しているが、両者をつなぐ医事法学が独立した学問として始まったのは1960年代以降¹である。

日本医事法学会²の学会規約3条³は、憲法25条1項⁴を総則的規定として、「本会は、医事に関する法の研究を推進し、それにより国民の健康にして文化的な生活の確保に貢献することを目的とする」と定めている。

日本医事法学会の発起人の1人である唄孝一は、『医事法学への歩み』⁵において医事法学を、生命、健康、医療についての基本的な考え方、医療の過誤とその責任、医療の制度的しくみを、テーマとし、医療のあり方に関する法規範のかかわりあいを体系化し理論化することとし、菅野耕毅は、『医事法学概論』⁶において、医事法 (medical Law, medizinische Recht) とは、医学および医療に関する法であり、医事法学 (medical jurisprudence, medizinische Rechtswissenschaft) とは、医学および医療に関する法を体系的に研究する学問である、としている。また、手嶋豊は、『医事法入門』⁷において、

医事法を「近時欧米では医師・患者関係が中心となるMedical Lawよりも、医療に関する法律関係全般を示すHealth Lawを用いることが多くなっている」と紹介している。

世界医学教育連盟 (WFME)⁸による、医学教育分野別評価基準の日本版 (Ver.2.1⁹以降、現在は2.3¹⁰)では、「2. 教育プログラム 2.4行動科学と社会科学、医療倫理学と医療法学」の項目の基本的水準として、医学部がカリキュラムに定め、実践しなければならないとして、医療法学 (B 2.4.4)¹¹を定めている¹²。そして、注釈に、「[[医療法学]では、医療、医療提供システム、医療専門職としての法律およびその他の規制を取り扱う。規制には、医薬品ならびに医療技術 (機器や器具など) の開発と使用に関するものを含む」とある¹³。

さらに、他の項目とともに、「健康問題の原因、範囲、結果の要因として考えられる社会経済的、人口統計的、文化的な規定因子、さらにその国の医療制度および患者の権利を理解するのに必要な知識、発想、方略、技能、態度を提供しうる。この教育を通じ、地域・社会の医療における要請、効果的な情報交換、臨床現場での意思決定、倫理の実践を学ぶことができる」としている¹⁴。さらに、日本版注釈に、「[[社会医学]は、法医学を含む」とあることから、医療法学は法医学から独立した項目として設定されている。

つまり、この医学教育分野別評価基準日本版では、菅野が医事法学としたMedical Jurisprudenceを医療法学と訳している。

現時点で唯一、医療法学という書名で刊行されている大磯義一郎『医療法学入門』¹⁵では、医療法学を、「医師法、医療法、保健師助産師看護師法、健康保険法、介護保険法、医薬品医療機器等法、予防接種法、感染症予防法をはじめとする医療関連法規を中心として、民事責任、刑事責任、行政責任をもカバーしており、医学教育においては、社会医学に位置付けられます」と定義しており、「本書を通じて、『医療従事者として知っておくべき法知識』を提供できればと考えております」としていることから、医療人向けの内容である。これは、菅野の『医事法学概論』¹⁶にある医事法学会成立以前の、医事法制学と診療過誤論のことであり、国民の権利の視点が欠けていることになる。ところが、書名の英語表記¹⁷は、Principles of Medical Lawとなっている。つまり、医事法学と医療法学に明確な違いが定義づけられていないのが現状である。

II. Medical Jurisprudence, Medical Law, Health Lawの教科書

わが国の現行の医事法教科書については、拙稿「医師国家試験と医事法」¹⁸において比較し、紹介したが、ここでは、海外のMedical Jurisprudence, Medical Law, Health Law等の医事法学あるいは医療法学の教科書について、いくつかを取り上げ、項目と内容を紹介する。

Marshall D. Ewell, "A Manual of Medical Jurisprudence"¹⁹

1. Introductory; Evidence; Experts; Compensation; Relation of Physician to Patients, etc.
2. Medico-Legal Inspections
3. Wounds, Burns, and Scalds
4. The Signs, Modes, Causes, etc., of Death
5. Death by Asphyxia; Drowning; Hanging; Strangulation; and Suffocation
6. Death from Heat; Cold; Lightning; and Starvation
7. Pregnancy
8. Delivery
9. Birth

10. Abortion
11. Infanticide
12. Defloration and Rape; Sodomy
13. Impotence and Sterility
14. Sex, Hermaphroditism, and Monstrosities
15. Legitimacy and Paternity
16. Personal Identity
17. Life Insurance
18. Feigned, Factitious, and Latent Diseases
19. Malpractice
20. General Toxicology
21. Insanity
22. Some Rules of the Common Law respecting the Disposition of Human Dead Bodies; Legislation upon Anatomy, etc.

本書は1980年代初頭のテキストであるが、for the use of students at law and of medicineサブタイトルにとあり、法学生および医学生向けのものである。取り扱われているテーマは、3～14章では、法医学や公衆医学と重複するものもある。医事法の分野としては、医事刑法で取り扱うものが多い。

Mark A. Hall, Ira Mark Ellman, Daniel S. Strouse, “Health Care Law And Ethics 2nd Ed.”²⁰

1. Health Insurance Coverage and Regulatory Reform
2. The Treatment Relationship
3. Hospital Structure and Regulation
4. Antitrust Law and Health Care
5. Complex Transactions and Organizational Forms
6. Defining Death and Transplanting Organs
7. The Law and Ethics of Withholding Medical Care and Assisting Suicide
8. Selected Issues in Reproductive Medicine

本書は2000年頃の教科書である。2章で一般的な医事法の内容である患者との関係を取り扱っているのに対し、6～8章は個別患者の取り扱いに視点がおかれている。項目数は少ないが、現在のわが国の医事法の教科書でも取り上げる、患者との関係、生殖補助医療、終末期医療を網羅している内容である。その一方で、1章の健康保険や3～5章の医療供給の構造については、わが国の医事法の教科書では、ほとんど取り上げられていない。

Barney Sneiderman, John C. Irvine, Philip H. Osborne, “Canadian Medical Law Third Edition”²¹

1. Introduction to the Legal Process: A Case of Medical Malpractice
2. Consent to Treatment
3. The Consent of Minors
4. Informed Consent

5. Medical Negligence: An Overview
6. Medical Negligence: The Essential Elements
7. Medical Negligence: Defences and Problems of Proof
8. Medical Negligence in Specific Contexts
9. Nursing Liability
10. Compensation for Medical Injuries: An Uncertain Future
11. The Physician's Other Duties: Good Faith, Loyalty and Confidentiality
12. Public Health Law
13. Mental Health Law
14. Issues In Reproductive Choice: Part 1
15. Issues In Reproductive Choice: Part 2
16. Defining Death in Law and Medicine
17. Organ and Tissue Donation
18. Euthanasia, Assisting Suicide, and Termination of Life-Prolonging Treatment: Definitions and Overview
19. The Mentally Competent Adult Patient and the Refusal of Treatment
20. The Mature Minor Patient and the Refusal of Treatment
21. The Mentally Incompetent Adult Patient and the Foregoing of Life-Prolonging Treatment: The American Perspective
22. The Mentally Incompetent Adult Patient and the Foregoing of Life-Prolonging Treatment
23. Foregoing of Treatment for Neonates and Pre-Adolescents
24. Patients' Advance (Health Care) Directives
25. Mercy-Killing and Assisted Suicide
26. Euthanasia/ Assisted Suicide: American and Dutch Developments

本書は、700頁以上あるカナダの医事法教科書である。2～4章はインフォームド・コンセントについて、14～15章は生殖医療、16～18章は終末期医療、19～23章では特別な配慮を要する患者について取り上げている。医療過誤や医療過失については5～10章と多くの章を割いて取り上げている。そして、最終章では安楽死に関しては、自国の法ではなく、アメリカやオランダとの比較法視点からの記述があるなど、アメリカやイギリスの教科書より充実した内容でとなっている。

Peter de Cruz, "Medical Law Second Edition"²²

1. Consent to Treatment
2. Children and Medical Law
3. Medical Confidentiality and Healthcare Law
4. Medical Negligence
5. Abortion and the Status of the Foetus
6. Assisted Reproduction and Surrogacy
7. Sterilisation and the Mentally Incapacitated Patient
8. Donation and Transplantation of Human Organs
9. The End of Life-Euthanasia and Assisted Suicide

10. Exam Tips, Advice on Assignments and Sample Questions

本書は、医療過失や医療過誤、未成年者や精神疾患を有する患者など特別な配慮を要する患者、生殖補助医療、臓器移植や安楽死といった終末期の問題などに言及するなど、近年わが国でも問題となっている点について取りあげているが、実質9章260頁程度であり、また章ごとの項目数や内容は少ない。

Jean McHale and Marie Fox, "Health Care Law Text and Materials Second Edition"²³

1. Rights to Health and Health Care
2. Health Care Ethics
3. Professional Accountability I
4. Professional Accountability II
5. Capacity
6. Consent
7. Children
8. Mental Health
9. Health Care, Privacy and Confidentiality
10. Clinical Research
11. Reproductive Choice I: Assisted Conception
12. Reproductive Choice II: Contraception and Abortion
13. Reproductive Choice III
14. End of Life
15. Death and Legal Regulation of the Use of Live and Cadaver Material

本書も、Peter de Cruz, "Medical Law Second Edition"と同様に、特別な配慮を要する患者、終末期の問題などについて取りあげている。生殖補助医療についての内容が充実している。章数は15であるが、それぞれの項目が5～12と多く1000頁を超える内容である。イギリスの教科書であることから、国民保健サービス²⁴についても触れられているが、関連のある章ごとに取り上げられている。

Jonathan Herring "medical law and ethics 3rd edition"²⁵

1. Ethics and Medical Law
2. The Structure of the NHS and the Rationing of Health Care Resources
3. Medical Negligence
4. Consent to Treatment
5. Confidentiality
6. Contraception, Abortion, and Pregnancy
7. Reproduction
8. Organ Donation and the Ownership of Body Parts
9. Dying and Death
10. Mental Health Law
11. Research

本書も項目数は教科書と同じ程度の11章しかないが、各章が10～18項目に細分化されており、600頁を超える内容である。イギリスの教科書であることから、2章では国民保健サービスについて詳細に取り上げている。

A. Carmi & Mohammed S. Wattad, “Medical Law in Israel”²⁶

Part I The Medical Profession

1. Access to the Medical Profession
2. Practice of Medicine
3. Control over Practice of Medicine

Part II Physician: Patient Relationship

1. General Description
2. The Physician-Patient Relationship in Specific Terms
3. Special Activities

Part III The Physician and the Health Care System

1. Relations with Other Health Care Providers
2. Relations with Health Care Providers

イスラエル医事法の教科書は医療職についてと患者との関係について取り上げるだけで、生殖補助医療、終末期医療は取り上げていない。

Ⅲ. 医学教育分野別評価基準における医療法学

2018年に日本医学教育評価機構²⁷から認定を受けた国内の9大学では、医療法学（B 2.4.4）について、以下のように自己点検評価報告を行っている。

鹿児島大学（Ver.2.1：認定期間2018年4月1日～2025年3月31日：B 2.4.4適合）²⁸

A. 基本的水準に関する情報

医療関連規則、法規については、2年次の「チーム医療1」、4年次の「チーム医療2」において、講義・ケーススタディを通して、医療者として実際に遵守すべき法律（特に、医師法、医療法、薬事法、社会保障法について）を教えている。

医療関連法規は、「社会医学」の中で、医師法、医療法、健康増進法、地域保健法、感染症法、食品衛生法、健康保険法、介護保険法、生活保護法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等その他の医療に密接に関係する法律群、医療事故と訴訟等について教えている。

治験等の法的な問題については、「シャドウイング」の中の薬剤部実習で学んでいる。

その他「地域・総合診療・症候」の中で、地域包括ケアに関して教えている。

B. 基本的水準に関する現状分析と自己評価

医療関連法規の学習機会が特に「社会医学」の中で、十分な時間と一貫性を持って提供され、その内容がシラバスに記載されている。

C. 現状への対応

医療関連法規は、常に変更されている。こうした国の法規の改変に応じて、学習内容を常に改訂している。

D. 改善に向けた計画

変わっていく国の医療関連法規の改定に常に対応し、カリキュラムや学習内容を定期的に見直ししていく。

京都大学（Ver.2.1：認定期間2018年9月1日～2025年8月31日：B 2.4.4部分的適合）²⁹

A. 基本的水準に関する情報

医療法学に関しては、以下の形でカリキュラムに組み込まれている。

1年次「医療情報リテラシー」の授業で現役弁護士を講師として招き、医師法などについて一般的な内容を取り扱っている

3年次「法医学」（90分×24回）、および実習（90分×10回）

また、医療法、各種健康保険法規、医療提供システム、労働衛生関連法規、プライバシー関連法規などについては、以下のカリキュラムの一部で取り扱われている。

4年次「医療情報学：（90分×6回）

4年次「社会・環境・予防医学」のうち90分×8回

4年次「医療安全学」においては現役弁護士を講師として招き、医師法などについて実例に基づく実践的な内容を取り扱っている

B. 基本的水準に関する現状分析と自己評価

医療関連法規についての必要事項はカバーされているが、統一性と一貫性がやや不足している。

C. 現状への対応

医療関連法規については扱っている講義はいくつかあるものの、全ての内容を把握している部門はなく、統一性や一貫性を持たせる必要がある。新カリキュラムにおいては、1年次の「医療情報リテラシー」で医療安全、研究倫理、医療法規などを統合的に講義し、大学に入学した開放感を持つ時期に、将来に医学者、医療人として人生を意識させる様に取り組んでいる。

D. 改善に向けた計画

医療関連法規を扱う該当科目の講義資料などを基に全体を把握し、重複がないかなどを医学教育推進センターが中心となりチェックする。B 2.4.2で記載した医療安全学の教授（選考中）と協働して授業を改善していく。

群馬大学（Ver.2.1：認定期間2018年9月1日～2025年8月31日：B 2.4.4適合）³⁰

A. 基本的水準に関する情報

医療関連法規に関しては、主に3年次「公衆衛生学」で教育している。また、法医学、衛生学、細菌学、精神医学においてそれぞれ関連する医療関連法規を扱っている。

4年次「医療の質と安全」において医療法学、診療報酬制度、医療関係法令について講義を行っている。また、学外講師として弁護士、厚生労働省医系技官、群馬県医務課職員を招き、実践的な講義を行うとともに、医療訴訟模擬裁判やB型肝炎集団訴訟弁護団の協力によるグループワークを実施している。

4年次「臨床試験・臨床研究」では、医薬品医療機器等法と治験に関する講義を行っている。

これらの法規を網羅して、6年次「公衆衛生学保健医療論」では医療・保健関連の法律を包括的に講義している。

B. 基本的水準に関する現状分析と自己評価

医療法学に関する教育は医療関連法規や規制について包括的に実践できている。これまでは、毎

年さまざまな法規が新たに作られる中で、各担当教員が重要性を考えて取捨選択を行いつつ対応してきた。しかし、このような変化に迅速かつ柔軟に対応しカリキュラムに体系的・効果的に反映させていくためには、カリキュラムの立案・運営・評価についてPDCAサイクルを実施する体制の整備が必要である。

C. 現状への対応

本学医学部では、本学の使命（理念及び目標）及び本学部の理念・目的を踏まえ、医学教育に対するニーズの変化や国際的な標準化に対応しアウトカム基盤型の医学教育を推進することを目指して、SESの理念も基づいた本学医学部医学科のアウトカムを平成28年9月に定めた。この中で「B/知識の獲得と知識を応用する力」「G/医学研究を遂行する能力」「H/自己研鑽」という項目を定めており、これらの領域の能力を身につけるためには医療法学の学習が必要と考えている。また、カリキュラムの立案・運営・評価についてPDCAサイクルを実施する体制の整備を目的とし、平成28年7月にカリキュラム検討委員会を設置し、教育内容の改定に向けた協議を開始している。また、カリキュラムを検証するカリキュラム評価委員会を平成28年10月に設置した。

D. 改善に向けた計画

カリキュラム検討委員会において、医療法学教育に関する科目の配置や教育内容の見直しを進め、平成30年度からのカリキュラム改定を目指す。平成29年度からはカリキュラム検討委員会において、アウトカム達成へ向けたマイルストーンの設定に取り組み、関係する科目間の連携を推進し、平成30年度のカリキュラムより段階的に導入していく予定である。

大阪市立大学（Ver.2.11：認定期間2018年9月1日～2021年8月31日：B 2.4.4部分的適合）³¹

A. 基本的水準に関する情報

法医学として、医療法学に関わる医師法・医療法・臓器移植法・生命倫理学・医療安全学・終末期医療に関する法律（安楽死・尊厳死）などの医療関連法規は、4年生および5年生にて、虐待・人権侵害、労働災害・公害、医療事故・医事紛争の防止と解決の観点から臨床医学的知識・臨床技能を基盤とした講義を行っている。

公衆衛生学や環境衛生学でも、医師法、厚生労働省設置法、がん対策基本法、健康増進法、感染症法、予防接種法、母子保健法、児童虐待防止法、高齢者医療確保法、介護保険法、難病法、地域保健法、薬機法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法などを担当している。

さらに5年生の法医学CC実習では、実際に医療現場に立ちあうとともに、少人数制課題探求型教育、つまりCPC形式のケーススタディを行い、重度傷病の病理病態生理の説明、死亡診断書・死体検案書の作成、検案時の問題点の整理などを医療関連法規の観点から自主的に学ぶ講義体制を整えている。

B. 基本的水準に関する現状分析と自己評価

法医学、公衆衛生学、環境衛生学の講義で、医師として必要な医療法規は、ほぼ網羅できていると評価している。さらに、共用試験を修了し、臨床医学的知識が担保されている5年生のCCの中で、実際の医療現場において少人数で医療関連死などの実際例について学ぶシステムは高く評価している。しかし、医療者側からの講義となっているため、法曹分野や一般の方からみた医療関連法規についての実践や理解が進んでいないことは改善すべきである。また、臨床医学教育と法医学教育の連携が進んでいないことも課題である。

C. 現状への対応

医療分野・法曹分野ならびに一般の方における医療関連法規についての組織的教育システムを構

築する必要がある。カリキュラム委員会の意見を交えて、法曹分野の人材による講義を行うことを予定している。

D. 改善に向けた計画

教育点検評価委員会の外部委員にも、法曹分野の人材を登用することを検討する。さらに、カリキュラム委員会の意見も交えて、臨床医学教育と社会医学教育の連携を進める予定である。

慶應義塾大学（Ver.2.11：認定期間2018年9月1日～2025年8月31日：B 2.4.4部分的適合）³²

A. 基本的水準に関する情報

入学後、まず、法律にかかわる総論的な知識、医師と患者との関係を中心とした診療の場での法的な考え方については、「メディカル・プロフェッショナリズムⅠ」のなかで「医学生のための法学入門」を学ぶ。具体的な内容は、「法と倫理」、「医療行為と法」、「インフォームド・コンセントと患者の自己決定権」となっている。

医療関連法規に関しては、第4学年および第5学年の「法医学」などの社会医学系科目および精神医学や診断学実習などの臨床系科目で履修する。

法医学「医師と法律・異状死・医療関連死と死因究明」、「医事法」、「乳幼児・小児の法医学・虐待」、「異状死・検案と解剖制度・死体検案書」

医療政策・管理学「医療保険制度」、「診療報酬体系制度」、「介護保険制度」

精神医学「法と精神医療・司法精神医学」

公衆衛生学「地域保健、老人保健」、「一般衛生行政・法規」、「社会保障と公衆衛生」

診断学実習「医療過誤と危機管理」

医薬品ならびに医療技術（機器や器具など）の開発と使用に関しては、基礎科学科目（第1学年）、基礎医学（第3学年）および社会医学（第4・5学年）で履修する。

化学Ⅱ「有機化学と医薬品Ⅱ」、「放射線規制法令」

薬理学講義「治験の実際」

公衆衛生学「医療データベースと医薬経済研究」

法医学「中毒：各論」

B. 基本的水準に関する現状分析と自己評価

理系の学部で不足しがちな法的な考え方を入学直後に教育し、基礎科学、基礎医学、社会医学、臨床医学の教育において、具体的な法律を学修するカリキュラムを設定している。

「医療法学」と明示されたものがカリキュラム内に存在しないことで、トピックスが種々の科目に分散し、学生にとっては全体像が把握しにくいという問題点がある。

C. 現状への対応

必要な法規が逸脱していないか科目間で連携して情報共有し、特に重要なものについては、くり返し重点的に教育するなどの工夫が必要である。現状では、社会医学系の教室で随時、カリキュラムについて意見を交換している。

D. 改善に向けた計画

社会医学系教員を中心として、医師が一般的に知っておくべき法律について意見を交換したうえで、臨床各科に特有な実務上必要な法律について、臨床医を交えて検討する場を設ける。

法律家、社会医学系教員で、これらの知識をもとに、診療や保健行政に貢献できる人物の育成について検討する。

近畿大学 (Ver.2.11: 認定期間2018年9月1日～2025年8月31日: B 2.4.4適合)³³

A. 基本的水準に関する情報

1 学年カリキュラムの学外施設実習/総合医学のシリーズで、感染症対策、環境行政、医療施設管理、地域住民福祉のトピックを扱い、医療関連法規について学習することを明示して実践している。

4 学年カリキュラムの社会医学公衆衛生のシリーズにおいては、医療関連法規はそれぞれのトピックの中で個別に扱っている。環境医学・行動科学のシリーズにおいては、医療関連法規とする授業があるほか、医療法・医療計画、健康機器管理、介護保険、医療施設の管理、高齢者福祉、精神保健、感染症対策、食品・栄養と健康、環境保全で、医療関連法規を明示して実践している。また、公衆衛生学のシリーズでは、社会保障の枠組みと safety、母子保健、学校保健と小児保健、産業保健、職業に起因する疾病、産業保健管理、臨床と行政の交差点、の授業で医療関連法規を扱っている。職業に起因する疾病の中ではアスベスト被害のように具体的なトピックを扱う授業もある。また、“法による医師の義務”という形で医師の法的義務の点からも授業シリーズを展開している。また、4 学年の臨床実習直前の医療安全の授業シリーズでは“医療安全と法”の授業を医療法の立場から弁護士に担当していただき、学生の意識を高める工夫をしている。

B. 基本的水準に関する現状分析と自己評価

医療関連法規に関しては、扱っている授業は明確であり、その内容も明確に提示されている。例えば、死亡診断書(死体検案書)の書き方については総論と各論を実施しており、具体的な内容を盛り込んだ授業となっている。

C. 現状への対応

社会医学としての医療関連法規の理解だけでなく、さらに実施臨床の立場から、医療的責務を医療関連法規に結び付けて学習していく。

D. 改善に向けた計画

4 学年の医療安全授業において、“医療安全と法”の授業を医療法の立場から弁護士に実施していただいている。原則論だけでなく、こうした具体的視点からのカリキュラムの充実を今後も継続していく。

滋賀医科大学 (Ver.2.11: 認定期間2018年9月1日～2025年8月31日: B 2.4.4適合)³⁴

A. 基本的水準に関する情報

第1 学年の「医学特論・医学・生命科学入門」では、医師かつ弁護士である講師を招いて、医療訴訟関連の講義を行っている。

第2 学年の「法学」では、法学者による講義において、個人情報保護、医療事故、生殖医療、終末期医療等と法に関する講義を行っている。

第4 学年の「公衆衛生学・社会医学フィールド実習」では、地域保健・産業保健・学校保健に関する法の講義を行っている。「法医学」の講義では、死と法および医事法制に関する原則論の講義を行っている。

第5 学年の臨床実習では、臨床研究開発センターでの実習において、治験や臨床研究における研究倫理を学び、医師臨床教育センターでの実習ではインフォームドコンセントのシミュレーションなど患者・家族の心情に配慮した対応法を学んでいる。

第6 学年の「保健医療と社会」では、医師法・医療法などの医療関係法規、社会保障制度に関する講義を行っている。特に臨床現場で問題となる医事法制関連事項については、判例等を交えて、実践的で分かりやすい講義を行っている。

B. 基本的水準に関する現状分析と自己評価

学外から専門の講師を招き、医療法等の最新の内容について学ぶ機会を設けている。

医療法学に関連する講義が第2・4・6学年にバランス良く配置されているが、科目間の連携が取れているかの検証は行われていない。

C. 現状への対応

最新の内容に対応した医療法学の教育を実施していくため、適切な専門の講師による学修の機会を確保する。

教学活動評価委員会で、医療法学等を含めたカリキュラムの評価を行い、評価結果に基づき、カリキュラムの継続的な見直しを進めていく。

D. 改善に向けた計画

新しい医学教育モデル・コア・カリキュラムの“医師・歯科医師が関わる法令一覧”に沿って、最新の知見に即した教育ができるよう、教学活動評価委員会の評価に基づき、医療法学教育に関わる教員が定期的に集まり、科目間の連携を取りながら内容を見直す機会を設ける。

長崎大学 (Ver.2.11: 認定期間2018年9月1日～2025年8月31日: B 2.4.4部分的適合)³⁵

A. 基本的水準に関する情報

長崎大学医学部医学科の専門科目のうち、「医療関連法規」(医療法学)については、主に社会医学専門科目で学習する。具体的には、4年次「衛生学・分子疫学」において<食品安全法><医事法制概論><死体検案書>を、「公衆衛生学」において<社会保障制度><医療保険・公費医療・医療経済><学校保健安全法・保健管理><母子保健><労働安全衛生法><高齢者医療確保法><介護保険><健康増進法><医師法・医療法・医療計画, 医療費適正化計画>を学習する。

4年次「医療情報学」にて(特に電子カルテにおける)患者情報の保護について学ぶ。4年次「臨床薬理学」において、医薬品概論として医薬品開発の歴史、医薬品に関わる法規制を講義する。

学内に医療関連法規・医療法学の専門家が不足しており、学外講師を確保する必要がある。

B. 基本的水準に関する現状分析と自己評価

医療関連法規については「医と社会」の一部、また、社会医学(衛生学, 公衆衛生学, 法医学, 医療情報学)の中で十分に解説されている。ヒバクシャ医療に関連する法規については1年次の入門科目「原爆医学と長崎」において概説している。

C. 現状への対応

医療関連法規については、「医と社会」の一部、社会医学(衛生学, 公衆衛生学, 法医学, 医療情報学)が担当している。入門科目である「原爆医学と長崎」の中で被爆者関連法について概説している。

D. 改善に向けた計画

医療関連法規を解説できる専門教員の確保を検討する。

自治医科大学 (Ver.2.11: 認定期間2018年9月1日～2025年8月31日: B 2.4.4適合)³⁶

A. 基本的水準に関する情報

医療関連法規に関する教育は、以下の科目で実施されている。

医療制度等の法規に関しては、1年次の「医学概論」および「地域医療学総論」にて法学と医療について、3年次の「法医学・医事法」, 「地域医療学総論」においてそれぞれ医事法, 医療安全を、5年次の「公衆衛生学」において保健・医療・福祉・介護関係法規を学ぶ。3年次の基礎臨床系統講義における「感染」科目で感染症関連法規について学ぶ。

医薬品の開発と使用に関する規則に関しては、5年次の「臨床薬理学」において医薬品GCP (Good Clinical Practice) 省令などを学ぶ。しかしながら、医療機器GCP省令に関する教育はなされていない。6年次では、総括講義「社会医学」、「地域医療学各論4」において、医療管理学、医療政策を学ぶ。

B. 基本的水準に関する現状分析と自己評価

医療制度に関連する法規に関する教育は、一定の水準に達している。医療機器GCP省令、再生医療等製品GCP省令などカバーされていない点もある。

C. 現状への対応

現行カリキュラムの改善を、カリキュラム部会、教務委員会、医学教育センターで検討する。実践に関連した法規については、2017年度新設した「地域医療学各論3」にて強化する予定である。

D. 改善に向けた計画

今後、新しくなったモデルコアカリキュラム項目も踏まえて、どのような教育カリキュラムが適切であるか、臨床研究支援センター、カリキュラム部会、教務委員会、医学教育センターで検討する。

IV. 本学における医事法学および医療法学の取り扱い

本学の受審は2018年であることからVer2.2に基づき、医療法学については、以下のように自己点検評価報告を行っている。

A. 基本的水準に関する情報

現状認識:民法、刑法などの基本法のうち、医療関連法規の基礎については、主に人間科学科法学分野が第1学年「法学」の講義を行なっている。

医師法、医療法、健康保険法、母子保健法、国民健康保険法、地域保健法、医薬品医療機器等法、臓器移植法、個人情報保護法などの様々な医療関係法規については、人間科学科法学分野が第1学年「医療と法律」と第4学年「医事法学」、衛生学公衆衛生学講座が第3学年「予防医学」、法科学講座法医学分野が第4学年「法医学」の講義でそれぞれ行なっている。

B. 基本的水準に関する現状分析と自己評価

医療関連法規に関連する講義は、主に医事法を専門とする法学分野の教員が担当しており、毎年の医事法学会に参加することで、最新の内容の把握に努めており、今後も継続していく努力が必要であると認識している。

C. 現状への対応

授業評価をもとに内容をよりよいものとする。教室での講義だけでなく、講義期間外においてもe-learningを用いて反復継続して取り組めるようにしている。

教員は、医事法の動向を把握するとともに、e-learningの活用するため、私立情報教育協会の情報技術研究講習会に毎年出席し、教育に反映させている。

D. 改善に向けた計画

学習内容の妥当性について、授業評価を継続的に行い、社会的要請を反映した講義内容になるよう改善を行う。

E. PDCAサイクルを回す機構はあるか

第1学年「法学」と「医療と法律」については、大学が行う授業評価アンケートとは別に授業改善用受講生調査を実施し、それを基にして次年度の講義内容を改善している。

また、医療法学の中心となる人間科学科法学分野が担当する各講義では、次の教育成果を目指している。

第1学年の「法学」では、現行法についてだけでなく、学問としての法学、法の発展といった教養として必要な法律に関する基礎知識を修得することで、「法的なものの見方（リーガルマインド）」と「法を知り使いこなす力（リーガルリテラシー）」を身につけさせ、それらにより法的三段論法を用いて、日常生活の具体的な事例について文章で表現ができるようにする。

同じく第1学年の「医療と法律」では、「法学」で修得した知識を用いて、法と生老病死の関わりを理解することで、将来、医療の現場において法律問題に直面する可能性があるという意識を醸成するとともに、医療を受ける側に基本的視座を置きながら考察することで、医療上の法律問題に関して、保護すべき弱者を覚知する感性と、採るべき解決策とを法的に根拠つける理性を身につけることを目標とする。

第4学年の医事法学では、実際の医療事故判例を通読することで、医療行為に関する法的問題を指摘できるようになるとともに、法的知識を取得することで、医療人として必要な法律を身につけることを目標に、医療関連法規³⁷を数多く取り扱っている。

医療系大学にとって重要な資格取得のための医師国家試験において、近年の医事法(あるいは法律)関連の出題割合は、4.6～7.2%(6.2～9.4%)と高い³⁸。本学の全医学教育³⁹における医事法学あるいは医療法学の時間は0.65%または1.04%⁴⁰に過ぎないが、1971年4月に「経済学・法学科」を開設以降⁴¹、法律の専任教員による指導を継続している。

(表) 医師国家試験(100-112回)における医事法問題・その他の法律問題の出題状況

実施回数	全出題数	医事法問題		その他の法律問題		合計	
100回(2006年)	530問	28問	5.3%	10問	1.9%	38問	7.2%
101回(2007年)	500問	28問	5.6%	11問	2.2%	39問	7.8%
102回(2008年)	500問	28問	5.6%	10問	2.0%	38問	7.6%
103回(2009年)	500問	29問	5.8%	4問	0.8%	33問	6.6%
104回(2010年)	500問	27問	5.4%	10問	2.0%	37問	7.4%
105回(2011年)	500問	23問	4.6%	8問	1.6%	31問	6.2%
106回(2012年)	500問	31問	6.2%	10問	2.0%	41問	8.2%
107回(2013年)	500問	30問	6.0%	9問	1.8%	39問	7.8%
108回(2014年)	500問	30問	6.0%	11問	2.2%	41問	8.2%
109回(2015年)	500問	36問	7.2%	11問	2.2%	47問	9.4%
110回(2016年)	500問	36問	7.2%	8問	1.6%	44問	8.8%
111回(2017年)	500問	30問	6.0%	17問	3.4%	47問	9.4%
112回(2018年)	400問	27問	6.8%	10問	2.5%	37問	9.3%

¹ 日本医事法学会の成立は1969年12月

² 日本医事法学会の英訳はJapanese Association of Medical Law (JAML)、医事法の国際学会である世界医事法会議はWorld Association of Medical Law (WAML)である。

³ <http://jaml.jp/about/>

⁴ すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 5 唄孝一『医事法学への歩み』（岩波書店，1970）
- 6 菅野耕毅『医事法学概論』第2版（医歯薬出版，2004）13頁
- 7 手嶋豊『医事法入門』第5版（有斐閣，2018年）1頁
- 8 World Federation for Medical Education
- 9 https://www.jacme.or.jp/pdf/wfmf-jp20160624_3.pdf（最終閲覧日，2018年10月19日）
- 10 グローバルスタンダード2015年版準拠，https://www.jacme.or.jp/pdf/wfmf-jp_ver2.3.pdf（最終閲覧日，2018年10月19日）
- 11 それ以前のVer1.30では医療関連法規であった，<https://www.jacme.or.jp/pdf/wfmf-jp.pdf>（最終閲覧日，2018年10月19日）
- 12 原文（<http://wfme.org/publications/wfme-global-standards-for-quality-improvement-bme/?wpdmdl=831>，最終閲覧日，2018年10月19日）では，“BEHAVIOURAL AND SOCIAL SCIENCES, MEDICAL ETHICS AND JURISPRUDENCE”，“medical jurisprudence. (B 2.4.4)”
- 13 Medical jurisprudence deals with laws and other regulations of the health care delivery system, of profession and medical practice, including the regulations of production and use of pharmaceuticals and medical technologies (devices, instruments, etc.) .
- 14 The behavioural and social sciences, medical ethics and medical jurisprudence would provide the knowledge, concepts, methods, skills and attitudes necessary for understanding socioeconomic, demographic and cultural determinants of causes, distribution and consequences of health problems as well as knowledge about the national health care system and patients’ rights. This would enable analysis of health needs of the community and society, effective communication, clinical decision making and ethical practices.
- 15 大磯義一郎・大滝恭弘・山田奈美恵『医療法学入門』第2版（医学書院，2016）iv頁
1. なぜ医療法学なのか／2. 医師法，コメディカル法／3. 医療法／4. 公衆衛生に関する法規／5. 刑事責任，行政責任／6. 民事医療訴訟／7. 保険診療／8. 介護保険制度／9. 労働法／10. 医薬品医療機器等法／11. 生命倫理と法
- 16 前掲注6）11-12頁
- 17 第1版（医学書院，2016）には英語表記がない
- 18 岩手医科大学教養教育年報第51号（2016）59-63頁
- 19 Littleton, Colorado: F.B. Rothman & Co., 1981
- 20 West Group: West Publishing Co., 2000.
- 21 Carswell, 2003.
- 22 London: Sweet & Maxwell, 2005.
- 23 London: Sweet & Maxwell, 2007.
- 24 イギリス国営医療サービス事業，NHS（National Health Service）
- 25 Oxford University Press, 2010.
- 26 Kluwer Law International, 2010.
- 27 一般社団法人日本医学教育評価機構（JACME）
- 28 http://www.kufm.kagoshima-u.ac.jp/~med/images/contents/医学部分野別評価/è³àç¹æèà%C2%BEääæ_hpç.pdf（最終閲覧日，2018年10月19日）
- 29 http://www.med.kyoto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2018/10/h30_kyotouniv_igaku_hyouka.pdf（最終閲覧日，2018年10月19日）

- ³⁰ <http://www.med.gunma-u.ac.jp/pdf/jacme/2018jikotenken-hyouka.pdf> (最終閲覧日, 2018年10月19日)
- ³¹ <http://www.med.osaka-cu.ac.jp/education/doc/jacme/houkokusho-jikotenken.pdf> (最終閲覧日, 2018年10月19日)
- ³² <http://www.med.keio.ac.jp/assets/download/education/evaluation/self-evaluation-report.pdf> (最終閲覧日, 2018年10月19日)
- ³³ https://www.kindai.ac.jp/medicine/files/about/undergraduate/disclosure/disclosure_flie01.pdf (最終閲覧日, 2018年10月19日)
- ³⁴ <https://www.shiga-med.ac.jp/sites/default/files/2018-10/self-assessment-report-area2.pdf> (最終閲覧日, 2018年10月19日)
- ³⁵ http://www.med.nagasaki-u.ac.jp/med/jacme/data/jacme_file1.pdf (最終閲覧日, 2018年10月19日)
- ³⁶ https://www.jichi.ac.jp/gaiyo/public_info/file/evaluation_01.pdf (最終閲覧日, 2018年10月19日)
- ³⁷ 2018年度は, 日本国憲法／個人情報保護に関する法律／特定秘密の保護に関する法律／民法／戸籍法／住民基本台帳法／刑法／配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律／更生保護法／法務省設置法／心神喪失者等医療観察法／刑事訴訟法／医療法(同規則)／医師法／歯科医師法／薬剤師法／保健師助産師看護師法／救急救命士法(同規則)／診療放射線技師法／臨床検査技師等に関する法律／臨床工学技士法／理学療法士及び作業療法士法／言語聴覚士法／義肢装具士法／視能訓練士法／柔道整復師法／あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師等に関する法律／社会福祉士及び介護福祉士法／精神保健福祉士法／死体解剖保存法(死産の届出に関する規程)／臓器の移植に関する法律／医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律／麻薬及び向精神薬取締法／地域保健法／学校保健安全法(同令・同規則)／精神保健及び精神障害者福祉に関する法律／身体障害者福祉法／知的障害者福祉法／障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律／障害者の雇用の促進等に関する法律／母体保護法／母子保健法(同施行規則)／高齢者の医療の確保に関する法律／原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律／健康増進法(特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準・がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について)／感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律／予防接種法(同施行令)／検疫法／家畜伝染病予防法／らい予防法／食品衛生法(同法19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令・保健機能食品制度の創設について)／水道法／生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律／労働基準法／労働安全衛生法(同令・同施行規則)／労働者災害補償保険法(同施行規則)／じん肺法(同施行規則)／雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律／電離放射線障害防止規則／健康保険法／国民健康保険法／介護保険法／保険法／簡易生命保険法／国民年金法／船員保険法／生活保護法／児童福祉法／児童虐待の防止等に関する法律／次世代育成支援対策推進法／社会福祉法／老人福祉法／環境基本法／建築基準法(同施行令)／建築物衛生法／災害対策基本法(災害時における初期救急医療体制の充実強化について)／過疎地域自立促進特別措置法, を取り扱った。
- ³⁸ 第112回医師国家試験から全出題数が500問から400問へと100問減ったが, この分野からの出題割合に変更はなかった。
- ³⁹ 2018年度入学生は5472時間(自由科目を除く)
- ⁴⁰ 予防医学(33時間)および法医学(34.5時間)の時間を除くと36時間または57時間, 仮に予防医学と法医学の時間を全て加算しても1.89%または2.28%にとどまる。
- ⁴¹ 1974年から2009年まで「法学科」, 2009年以降「人間科学科法学分野」